

NTT法のあり方についての当社の考え

2023年10月19日

目次

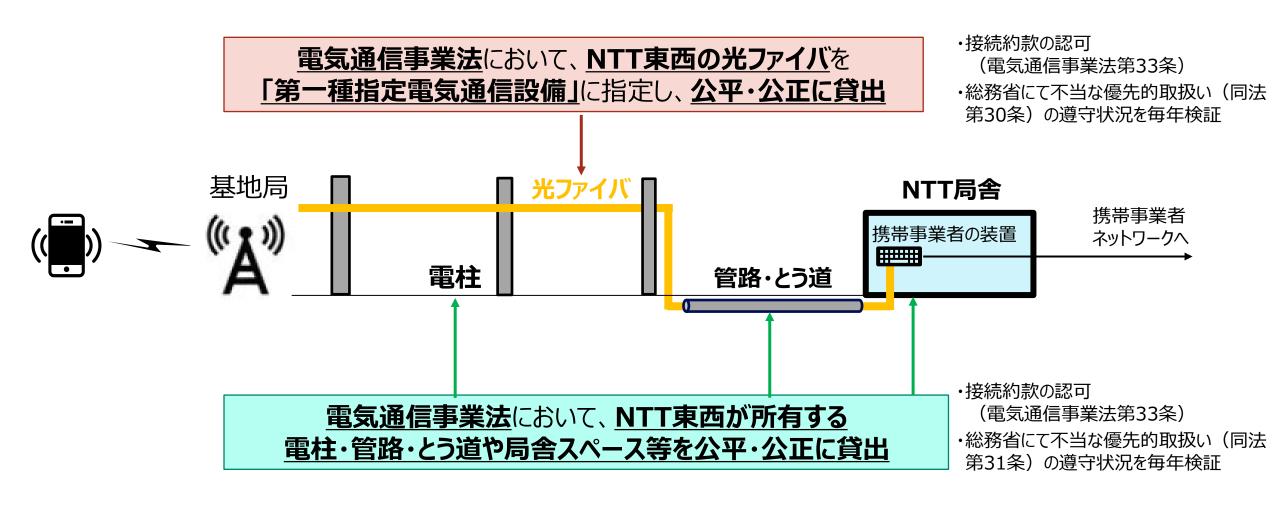


- 1. 公正競争条件は電気通信事業法で規定
- 2. NTT東西による公正競争の確保
- 3. 研究開発の推進・普及責務は撤廃すべき
- 4. 今後のユニバーサルサービスのあり方
- 5. 主要諸外国の規制状況
- 6. NTTだけに外資規制を課すことは無意味
- フ. NTT法の役割は概ね完遂

1. 公正競争条件は電気通信事業法で規定



公正競争条件は、NTT法ではなく、電気通信事業法で規定されている



2. NTT東西による公正競争の確保



- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して 公平にネットワークの提供等を行っていく。
- NTT東西は、NTTドコモだけでなく、様々な事業者との取引を継続・拡大することが重要。
- ⇒ NTT東西とNTTドコモを統合する考えはない。

東日本:約600社

西日本:約600社

東日本:約200社

西日本:約140社

※2

- 料金等の届出義務 (電気通信事業法第38条の2)
- ・総務省にて卸料金の適正性と不当な 優先的取扱い(同法第30条)の 遵守状況を毎年検証

卸売

すべての事業者に 公平に提供

※ 1



- ・接続約款の認可 (電気通信事業法第33条)
- ・総務省にて不当な優先的取扱い (同法第30条、第31条)の 遵守状況を毎年検証

NTT東西

- ※1 NTT東西それぞれの利用事業者数を記載
- ※ 2 NTT東西の光回線の接続メニュー (シングルスター・シェアドアクセス) ごとの利用事業者数を単純に合算 4

3. 研究開発の推進・普及責務は撤廃すべき



- NTT法で定められている研究開発の推進・普及責務(研究成果の開示義務)は、国際展開の更なる推進に向け、IOWN等の研究開発をパートナーと連携して展開していくうえで、経済安全保障および国際競争力強化の支障となることから撤廃すべき。
 - ▶ 普及責務の運用見直しで対処する意見もあるが、研究開発の推進は法律によって一事業者に課すべき ものではなく、国際的に見ても極めて特異な例であり、責務の撤廃が必要。
 - ➤ NTTとしては、推進責務の有無に関わらず、今後とも、自ら研究開発を推進していくとともに、国や研究開発法人等が進める研究についても積極的に協力・貢献していく考え。

4. 今後のユニバーサルサービスのあり方



- ユニバーサルサービス義務は、**音声・データ通信**を**固定・無線・衛星等を用いて**、各地域 に最も適した方法で最も適した事業主体が担うべき。
- このため、電気通信事業法で定められているブロードバンドサービスのユニバーサルサービス 義務にNTT法で定められている固定音声サービスも含めて、主要国と同様に**電気通信事** 業法に統合すべき。
- この場合、以下の条件が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟

(必要な条件)

- ✓ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
- ✓ モバイルや衛星等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等

5. 主要諸外国の規制状況



主要国においては、特殊法人法を廃止。ユニバーサルサービスは事業法で規定。また、外資規制も ほとんどの国で外為法で規定。

※実質的な規制項目は無し

| ※夫負的な税制項目 | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|--|------------------------------|---------------------------------------|
| | 日本(NTT) | 米国(AT&T) | | 英国(BT) | 仏国(FT) | 独国(DT) |
| はなけった | 右Ŋ | なし | | 有り→廃止 [※] | 有り→廃止 [※] | 有り→廃止 [※] |
| 有無 | 137 | | | 財産承継関係の規定のみ残存 | 公務員であったことに伴う 年金関係の規定のみ残存 | 財産承継関係及び公務員であったこ とに伴う年金関係の規定のみ残存 |
| | | | 有り→廃止 (0%) | 有り→廃止 (<u>13.4%</u>) | なし (30.5%) | |
| 取締役選任認可 外国人役員規制 | | | U | 有り→廃止 取締役選任認可 | 有り→廃止 取締役選任認可 | 有り→廃止 取締役選任認可 外国人役員規制 |
| 開発の推進・普及責務 | 有り | なし | | なし | 有り→廃止 [研究促進への貢献責務] | なし |
| 規定法令 | 【固定電話】 NTT法及び事業法 【ブロードバンド】 事業法 | 事業法 | | 会社法 ↓ 事業法 | 会社法 ↓ 事業法 | 会社法 ↓ 事業法 |
| 事業者選定の ラストリゾート | 【固定電話】 NTT法(NTTを指定) 【ブロードバンド】 なし | 事業法 公募不調時、州が 適切な事業者を指定 | | 事業法 政府が指定し、代替提案を公 募した上で適切な事業者を指定 | 事業法 公募不調時、政府が 適切な事業者を指定 | 事業法 公募不調時、政府が 適切な事業者を指定 |
| 個別投資に対する審査 審査対象になり得る 投資割合:FY22 | 外為法 (10→1%以上) | 外為法 (下限無し) | 事業法 | 外為法 (下限無し) | 外為法 (33→25→10%超) | 外為法 (25→10%以上) |
| 投資総量規制 | NTT法 | 【公益を損なわない場合は総量 規制を免除し、個別審査 ※ソフトバンクのSprint買収においても 100%の株式取得が認められた | | なし | なし | なし 7 |
| | 政府株保有義務 (実保有率:FY23) 取締役選任認可 外国人役員規制 開発の推進・普及責務 規定法令 事業者選定の ラストリゾート 個別投資に対する審査 審査対象になり得る 投資割合:FY22 | 特殊法人法の 有無 政府株保有義務 (実保有率:FY23) 取締役選任認可 外国人役員規制 開発の推進・普及責務 有り (固定電話] NTT法及び事業法 [ブロードバンド] 事業法 国定電話] NTT法(NTTを指定) ラストリゾート 個別投資に対する審査 審査対象になり得る 投資割合:FY22 投資総量規制 | 特殊法人法の 有無 政府株保有義務 (実保有率:FY23) (34.3%) (05 取締役選任認可 外国人役員規制 (同定電話) 利定法令 (同定電話) 利定法令 (同定電話) NTT法及び事業法 (同定電話) NTT法及び事業法 (同定電話) NTT法(NTTを指定) ラストリゾート (プロードバンド) 事業 (国の力がのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、 | 特殊法人法の 有知 おし おし おし おし 下 | 特殊法人法の 有無 | 特殊法人法の 有無 |

6. NTTだけに外資規制を課すことは無意味



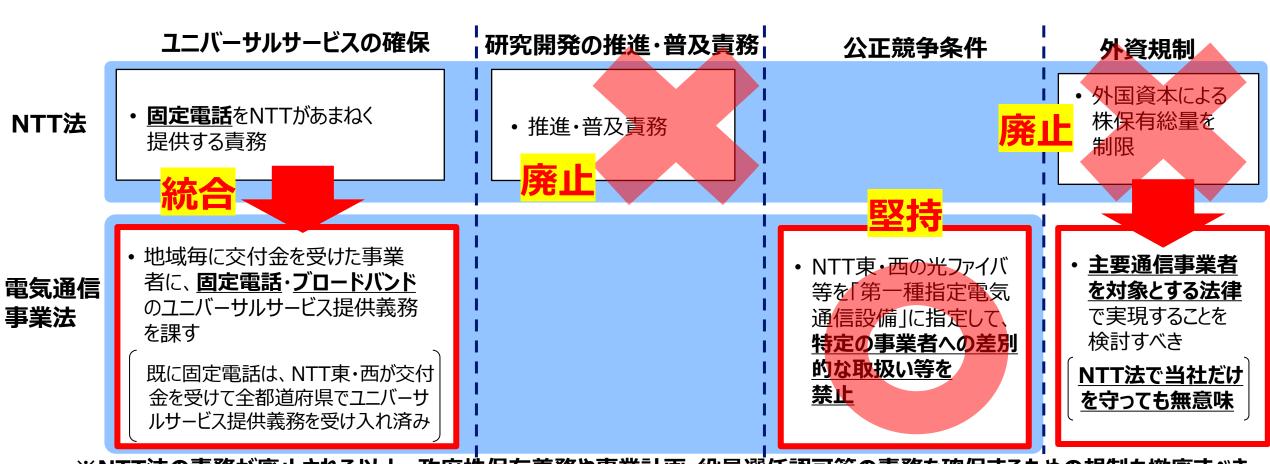
- NTT法成立時はNTTの固定電話が独占
 ⇒[現在]東西の固定電話は約1,350万契約。モバイル通信は約2.1億契約。
- そのモバイル通信についても、各社のシェアは、ドコモ35.5%、KDDI27.0%、ソフトバンク20.7%、楽天2.3%、MVNO14.5%
- モバイル事業者が、NTT東西の基盤設備(電柱等)や光ファイバを利用する例はあるが、 モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者 自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億 のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。
- 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した 事例がある。
- 以上より、経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外 為法やその他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。

フ. NTT法の役割は概ね完遂



NTT法制定時(40年前)と現在の違い

- 固定・音声(NTT独占)→ 携帯・データ通信(NTTドコモシェア35.5%)
- 技術: アナログ固定網・交換機(国内メーカー独占)→インターネット網・ルータ(シスコ等海外メーカー中心)
- 関連法制度の充実: 電気通信事業法の充実(固定やブロードバンドのユニバーサルサービス規定の追加。
 - 光ファイバー等の公正競争確保施策の強化)、外為法による通信事業者等への外資規制強化
- 主要国でも、特殊法人法を廃止して、事業法に統合。日本は20年遅れ



※NTT法の責務が廃止される以上、政府株保有義務や事業計画・役員選任認可等の責務を確保するための規制も撤廃すべき。





NTT法が弊害となっている事例(1/2)



■ 会社名

• 法律名が「日本電信電話株式会社法」であるため、電信サービスは20年前に提供終了しているにも関わらず、NTTは自ら社名を変更できない

■ 研究開発成果の開示義務

- 海外のベンダーとのパートナリングでは、IPの権利がどちらにあるかの詳細な議論が必要となるが、NTT法の研究成果の公平な開示義務によって、NTTの部分の開示が必要となると、技術全体の問題に及ぶためパートナリングを断られるケースがあり、国際展開の足枷となっている
- また、<u>懸念国の政府機関・企業</u>及びその日本国内の子会社からであっても、<u>開示要請</u>があった場合には、当社の<u>研究開発成果を開示</u>せざるを得ず、経済安全保障の観点からも課題

■ 持株の業務範囲規制

- ① 持株会社の業務範囲が、**NTT法**により「株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されているため、**国際事業** は今後の主力事業であるにも関わらず、**定款に記載できず**、「その他の援助」の位置づけとなっている
- ② 研究所が持株会社に属しているにも関わらず、<u>NTT法</u>により、持株会社は事業を行うことができないため、<u>研究成果を事業化</u>する際に、<u>立ち</u> 上げ時のリスクを自らとって推進</u>できず、いわゆる「死の谷」を越えられない

■ 外国人役員の登用禁止

・ NTTグループ従業員34万人中、15万人が外国人である中で、NTT法の外国人役員の登用禁止により、グローバルかつ多様な視点でのマ ネジメントができず、また、どんなに業績を上げたとしても、持株の役員に登用することはできないためモチベーション低下に繋がっている

NTT法が弊害となっている事例(2/2)



- 役員選解任等の認可(役員選解任、事業計画、新株発行、定款変更、剰余金処分等)
 - 効率的かつ機動的な事業運営の妨げとなっており、役員選解任(新株発行、定款変更、剰余金処分も同様)については、株主 総会で決議したにも関わらず、総務大臣が認可して初めて発効する形となっている

■ 各種届出事項(組織・財務規程の改廃)

- 規程の改廃時には、**軽微なもの**も含めて届出が必要であり(NTT法施行規則第14条)、**都度事前説明**(事実上の了承)を求められる
 - (例) 内部監査部門の設置 (総務部門配下の内部統制室を会社法上の重要な組織に昇格し、内部統制を強化) 法務室の設置(総務部門内に設置)等

■ NTT東西の業務範囲規制

- NTT法により、NTT東西は、業務範囲が**地域電気通信業務に限定**されているため、**地域電気通信業務に関連しない商材を提供できない**
 - (例)漁業の地域創生の場合、NTT東西は、漁業に関連する通信システム(遠隔水温センサ等)を提供することはできるが、非通信の分野(養殖施設 の構築や養殖指導等)を含めたトータルな貢献ができない

■ 自己設置義務

• 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中、NTT東・西には、「自ら設置する電気通信設備を用いて」業務を営む義務 (NTT法第2条第5項) があるため、**設備シェアリングによる効率化を図れない** (参考) KDDIとソフトバンクは既に5G基地局の装置や回線等を共用する取組みを進めている



総務省 情報通信審議会 特別部会 第二次答申抜粋(2002/2/13)

(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会)

【研究開発・普及責務について】

2.(3)(b)⑧ しかしながら、今後、電気通信事業における競争が激化していく中、当該責務を存続させることが、将来的には N T T の経営上の大きな負担となる可能性も否定できず、**一通信事業者に法的に研究の推進・成果普及の責務を課すことは** 国際的に見て極めて特異な例であるばかりでなく、その経営の自由を束縛することがかえって競争上の歪みを生じさせる恐れも **ある**ことから、N T T に対する研究の推進・成果普及の責務については、上記(2)の研究開発基本戦略のもとにおける国の 研究開発体制の強化の状況等を見定めた上で、当該責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな 支障がないと判断されるに至った時点で、撤廃することが望ましいと考える。

2.(3)(b) ⑨ なお、当該責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな支障が生じないようにするための 具体的な方策の一つとして、例えば、将来の電気通信技術の発展に必要不可欠な場合に、国が特定の重要事項に関する研究 開発をNTT持株会社等に委託し、その成果を国民全体で共有できるような仕組みもあわせて検討していくことが必要である

【外資規制の在り方について】

1.(2)(a)® このように、外国資本の内容を問わず一律にその総量を規制する伝統的アプローチたる外資規制から、今後、国の 安全確保に支障を及ぼすおそれのある外国投資をケース・バイ・ケースでチェックするという個別アプローチに全体として移行して いくことが国際社会全体の潮流となっており、我が国も基本的に同じ方向を目指すべきである。



(前頁からの続き)

【政府株の保有義務について】

1.(4)(a)② 平成12年末の第一次答申で述べたとおり、NTTの資金調達の柔軟性確保や経営の透明性・政府からの独立性確保の観点からは、政府保有義務は基本的に撤廃する方向で検討することが望ましく、また、これまでのようにNTT法に基づきNTTに対してのみユニバーサルサービスの提供や研究の推進・成果普及を義務付ける方法を見直し新たな支援措置を検討していく方向にあることにかんがみれば、引き続き国がNTTの株式を保有してその経営の適切性・安定性を確保する必要性は低下するものと予想される。

総務省 情報通信審議会 特別部会 最終答申抜粋(2002/8/7)

(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会)

【ユニバーサルサービスの提供責務について】

4.(4)④ また、現行制度においては、NTT法第3条の責務規定に基づき東・西NTTはユニバーサルサービスの提供を最終的に担保することが求められているものであるが、将来的に当該責務規定が廃止される段階に至った場合には、一の適格電気通信事業者のみ存在している地域については、米国(連邦)で採用されているように、当該事業者の退出を認めないこととし、引き続きユニバーサルサービスの提供を確保するといった退出規制を設けることについても検討する必要がある。

IOWN開発のロードマップ



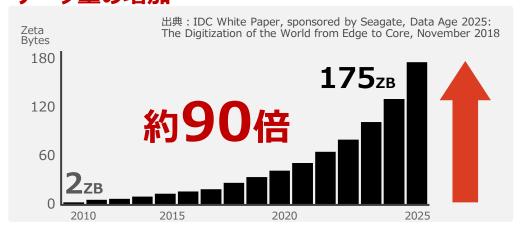


今後、データドリブン社会の到来に伴い、データ量や消費電力は大幅に増加していく

インターネット内の情報流通量の推計



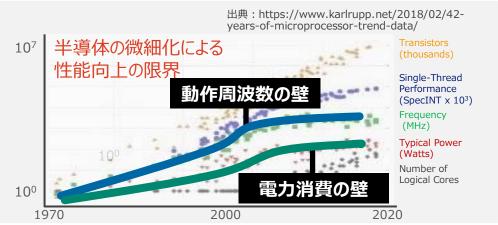
データ量の増加



IT機器消費電力量(国内)の推計



技術的進化の限界



15





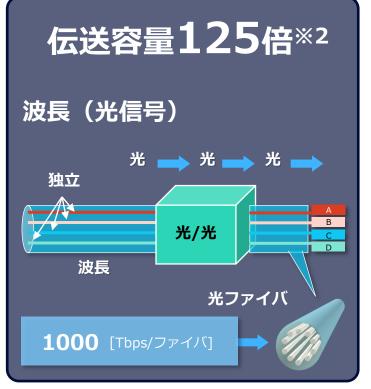
増大するデータ量や電力消費量の課題に対し、IOWN構想により、電力効率100倍、 伝送容量125倍、遅延は1/200の目標を達成していく

低消費電力



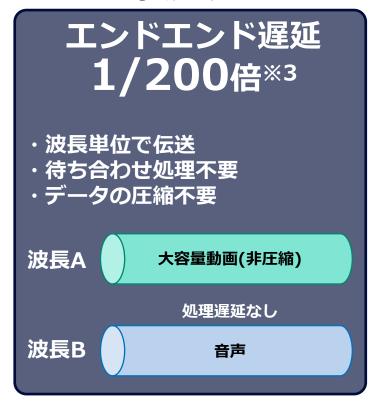
※1 フォトニクス技術適用部分の電力効率の目標値

大容量・高品質



※2 光ファイバー1本あたりの通信容量の目標値

低遅延

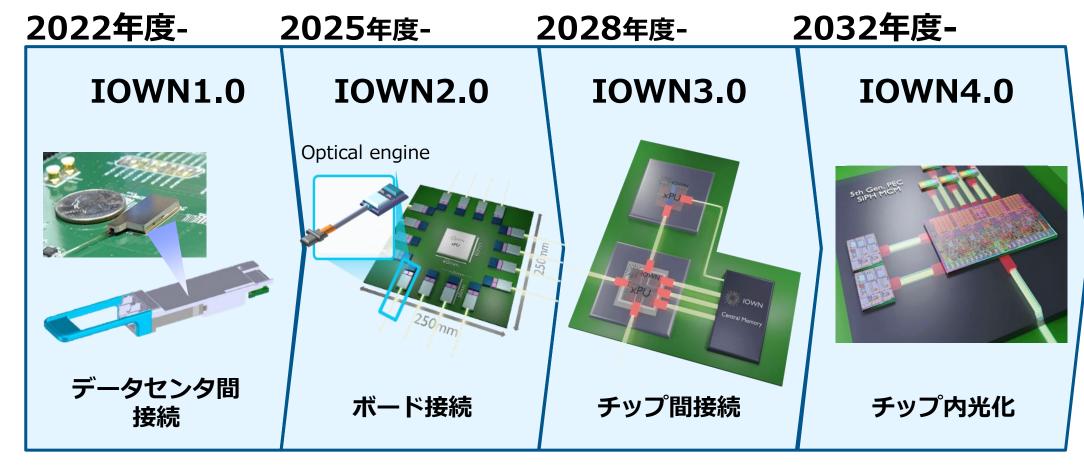


※3 同一県内で圧縮処理が不要となる映像 トラヒックでの遅延の目標値



③光電融合デバイスの進化

光電融合デバイスの小型化等を進め、通信領域中心からコンピューティングへと適用領域を 拡大していく





4 光電融合デバイスの展開

光電融合デバイスをAPNサービスおよびサーバーにも適用していくことで、IOWNの高度化を図っていく

IOWN1.0

IOWN2.0

IOWN3.0

IOWN4.0

(ボード接続光化)

(チップ間光化)

(チップ内光化)

2022年度 2023年度- 2025年度-

2028年度-

2032年度-

APN サービス

超低遅延サービス

超低遅延&大容量&低消費電力サービス

超低遅延&超大容量&超低消費電力サービス

更なる低消費 電力サービス

光電融合デバイス

ネットワーク向け 小型/低電力デバイス

ボード接続用デバイス

チップ間向けデバイス



チップ内光化



低消費電力サーバー

超低消費電力サーバー

更なる低消費 電力サーバー

^{*}Super White Box

NTTグループのグローバル事業の現状と今後

世界トップクラスのソリューションやデータセンターをIOWN技術等で高度化・拡大

海外売上高 約2.5兆円/営業利益 約1,800億円※1

幅広い顧客層にサービスを提供(Fortune Global100のうち75社以上、合計約5,000社) 海外従業員 約15万人(Americas4.2万人、EMEA5.7万人、APAC5.5万人)

世界トップクラスのソリューション

ソリューション(交通システム等)

スペイン鉄道会社の MaaSプラットフォーム

(27都市100以上の交通機関・商業施設を つなぐ、経路最適化・決済・顧客管理・マーケ ティング等のアプルデータ基盤)



M2Mコネクティビティ ソリューション

(世界190の国・地域でグローバ ル自動車会社へのIoTソリュー ション提供等を実施)



シカゴのレジャー施設内 混雑状況把握

(人流データのリアルタイム分 析により混雑状況を把握し、 入場規制や訪問者の訪問タイ ミングを最適化)



ネットワークサービス

- Tier1 IPバックボーンを提供する日本で唯一の事業者
- 約190か国で高品質・高信頼なサービス提供
- 米調査会社のレポートでネットワークサービスについて9年連続リーダーの 1社と評価※2

世界第3位のデータセンタービジネス

- 16か国、98拠点、148棟。ハイパースケーラー比率45%
- 現状の合計1,100MWを5年間で倍増へ
- 米調査会社のレポートでデータセンターのコロケーション等の分野でリー ダーの1社と評価※3

Americas 300MW^{*4}

EMEA 400MW^{*4}

India 150MW^{*4}

APAC 250MW^{*4}

IOWNの海外展開

IOWN APN



光電融合 デバイス



グルーバル展開 の仲間づくり



Sponsor/General Members

- Intel
- Sonv
- NTT
- CISCO ■ ERICSSON ■ NetApp

■ Dell

- NVIDIA
- Microsoft
- Red Hat ■ SAMSUNG Telefónica

■ ORACLE

■ Qualcomm

■ orange

(2023年9月末時点131組織・団体)

IOWN等による高度化・拡大

光電融合デバイスの展開拡大

- 2023年6月にNTTイノベーティブデバイス計を 設立
- 2029年に2,000億円超の売上をめざす

APN等による IOWNデータセンターの実現

■ 分散型データセンター実現に向け、国内及び 米英でデータセンター間のAPN接続PoCを 実施予定





IOWN Global Promotion Office

■ 北米・EMEALに設立。IOWNを活用したビジネス事例を創出、2025 年度末までに600名のIOWN技術有識者を育成

OPEN RAN FOREX

■ ドコモとしてORANを推進するためのブランドとしてOREXを立ち上げ、 ソリューションメニューを拡充して、海外展開を促進

- % 2 https://group.ntt/jp/newsrelease/2022/04/27/220427b.html
- % 3 https://group.ntt/jp/newsrelease/2021/09/01/210901c.html
- ※4 2023年3月末時点のNTTコミュニケーションズグループ及びNTT Ltd. Groupで所有するデータセンター専用ビル(第三者とのJV含む)における電力容量